【様式１】
【様式２―①】

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）
規制の名称：出産に係る給付体系の見直しに伴う新制度における厚生労働大臣の指定を受けた助産所の義務等
規制の区分：■新設　□拡充　□緩和　□廃止
担当部局：保険局保険課
評価実施時期：令和７年 12 月

★　本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）
i

（該当理由）
・　助産所の指定の届出に係る費用や、保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所について、責務規定等の義務を履行するための費用が生じるが、年間 10 億円及び１回当たり１万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①） ※　設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）

1　規制の必要性・有効性

【新設】

＜法令案の要旨＞

・　出産に係る保険給付の実効性を確保する観点から、現行の出産育児一時金に代わる出産に係る新たな給付体系を設ける。新たな給付の対象施設は厚生労働大臣の指定を受ける必要があることとし、その対象として、現行制度において厚生労働大臣が指定する保険医療機関（病院・診療所）の他に、新たに助産所について厚生労働大臣が指定する枠組みを新設する。

＜規制を新設する背景、発生している課題とその原因＞

・　公的医療保険制度において保険事故の一類型である出産に際しては、被保険者の経済的負担の軽減を目的として、保険給付として出産育児一時金等の支給が行われている（健康保険法第 101 条等）。

・　出産育児一時金は「出産に伴い一時的に発生する主な費用」を補填するものとして、政令で定める支給額が令和５年度に原則 42 万円から原則 50 万円に増額されたが、出産費用は年々上昇しており、全国平均で見ると、既に支給額を上回って妊婦に自己負担が生じる状況となっている。

・　現状、分娩取扱施設では一般的に、分娩の遂行のため医学的に必要となる診療・ケア等とそれ以外のサービス等が組み合わせて提供されており、出産は公定価格制度の枠外で自由診療として行われているため、その価格はそれぞれの分娩取扱施設において自由に決定されている。その際、多くの分娩取扱施設では、妊婦に対して料金体系が明示されておらず、サービス等を含めた費用総額のみが示されている。こうした構造の下で、昨今の物価・賃金の高騰や分娩取扱件数の減少なども背景に、出産費用が上昇しているものと考えられる。

・　このように、分娩取扱施設ごとに自由に価格設定を行える仕組みのまま現金給付を行う現在の給付方式では、被保険者の実質的な経済的負担の軽減につながらず、医療保険各法の目的が達成できないことから、給付体系そのものの見直しが必要である。

・　そこで、出産に係る新たな給付体系として、現行の出産育児一時金に代えて、厚生労働大臣が指定する施設から分娩に伴い必要となる手当を受けた場合に、これに要する費用を国が定め、その費用に相当する額を保険者が当該施設に支給する仕組みとする。

＜必要となる規制新設の内容＞

・　新たな給付体系である出産に係る現物給付は、厚生労働大臣の指定を受けた病院、診療所又は助産所において出産した場合を支給対象とするところ、病院及び診療所については既存の指定制度である保険医療機関の指定を用い、既存の指定制度がない助産所については新たに厚生労働大臣による指定制度を設けることとする。

・　また、保険医療機関又は厚生労働大臣の指定を受けた助産所において従事する医師又は助産師は、既存の登録制度である保険医又は新たに創設する厚生労働大臣の登録を受けた助産師とする。

・　現行の医療保険制度において、保険診療（療養の給付）を行う保険医療機関及び保険医は、厚生労働大臣による指定を受け、一定のルール（診療方針）に従って保険診療を担当しているところ、助産所・助産師についても同様に、厚生労働大臣による指定・登録を受け、一定のルールに従って保険適用の助産を担当することとなる。

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

・　出産に係る新たな給付体系による保険給付の適正性及び実行性の確保に寄与する。

３　負担の把握

【新設】

＜遵守費用＞

・　指定の届出を行う費用、また分娩を取り扱う保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所が責務規定等に係る義務を履行するための費用が生じる。

＜行政費用＞

・　行政は、助産所について新たに指定を行う費用、また分娩を取り扱う保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所に対して指導等の義務履行確保のための費用が生じる。

４　利害関係者からの意見聴取

【新設】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・ 病院・診療所に加え、助産所においても新たな給付体系が受けられるような制度設計とすべき。

・ 現行の出産育児一時金に代えて現物給付化するべき

等のご意見をいただいた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・第 207 回社会保障審議会医療保険部会（令和 7 年 12 月 12 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・厚生労働省ホームページにて随時公表を予定

５　事後評価の実施時期

【新設】

＜見直し条項がある法令案＞

・　この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。